

山梨県農地・水・環境保全向上対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、農地・水・環境の良好な保全とその質的向上を図ることを通じて、地域の振興に資するため、地域共同による農地・農業用水等の資源の保全管理活動やその一環として行う農村環境の保全活動（共同活動）に加え、農地周りの農業用排水路等施設の長寿命化や水質・土壌等の高度な保全のための取組（向上活動）に対し農地・水保全向上対策補助金（以下「本補助金」という。）を交付する措置を講じることとする。

2 本補助金の交付については、次に定めるものによるほか、この要綱の定めるところによる。

(1) 農地・水保全管理支払交付金実施要綱（平成24年4月6日付け23農振第2342号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）

(2) 農地・水保全管理支払交付金実施要領（平成24年4月6日付け23農振第2343号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）

(3) 農地・水保全管理支払交付金交付要綱（平成24年4月6日付け23農振第2345号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）

(4) 山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）

3 知事は、予算の範囲内において次の各号に掲げる補助金を交付するものとする。

(1) 共同活動支援費補助金

知事は、実施要綱別紙1第1の規定に基づき、国の共同活動支援交付金と併せて、実施要綱第5の1で定める地域協議会に対し、補助金を交付する。

(2) 向上活動支援費補助金

知事は、実施要綱別紙3第2の1の(1)の規定に基づき、知事が策定した事業実施に関する基本方針において、地域の推進体制の中で、申請事務を担うこととして定めた者（地域協議会）に対し、補助金を交付する。

(3) 推進費補助金

知事は、実施要綱別紙3第1の1に定める地域協議会推進事業及び実施要綱別紙3第1の3に定める市町村推進事業に対し、補助金を交付する。

(補助金の対象経費及び交付額)

第2条 前条に規定する補助金の対象経費及び交付額は別表のとおりとする。

(実施期間)

第3条 共同活動支援費補助金及び推進費補助金の実施期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間とする。

2 向上活動支援費補助金の実施期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間とする。

(地域協議会に係る手続)

第4条 地域協議会長は、実施要綱別紙4第4の2に基づく承認申請について、協議書(第1号様式)により知事に事前に協議するものとする。

2 地域協議会長は、実施要綱別紙4第4の3に基づく承認について通知された場合には、速やかにその旨を知事に通知するものとする。

3 地域協議会長は、実施要綱別紙4第5の1に基づき届け出る地域協議会規約その他の規程の変更について、協議書(第2号様式)により知事に事前に協議するものとする。

4 地域協議会長は、実施要領第1の3の(1)に基づき行う地域協議会の業務方法書等の承認申請について、協議書(第3号様式)により知事に事前に協議するものとする。なお、実施要領第1の3の(2)に基づき行う地域協議会の業務方法書等を変更する場合も、同様の手続を経るものとする。

(共同活動支援費補助金及び向上活動支援費補助金の交付単価)

第5条 実施要綱別紙1第8の2の(1)に定める国の助成による共同活動支援交付金と一体的に県が交付する共同活動支援費補助金の交付単価は、次の表のとおりとする。

地目	国の助成による共同活動支援交付金と一体的に県が交付する共同活動支援費補助金の10a当たりの交付単価
田	1,100円
畑	700円
草地	100円

- 2 共同活動支援費補助金を5年間以上交付を受けた活動組織及び向上活動支援費補助金の交付を受けた活動組織については、1に定める表の交付単価に0.75を乗じて得た額を交付単価とする。
- 3 実施要綱別紙1第8の2により、1に定める表の交付単価（2に該当する活動組織にあっては1に定める表の交付単価に0.75を乗じて得た交付単価）を超えない範囲内で交付単価を設定できるものとする。
- 4 実施要綱別紙2第6の2の（1）に定める国と地方公共団体が緊密な連携の下に実施する支援に係る国の向上活動支援交付金と一体的に県が交付する向上活動支援費補助金の上限額は、次の表に定める交付単価をそれぞれ該当する対象農地の面積に乗じて得た金額に相当する金額の合計とする。

地目	国の向上活動支援交付金と一体的に県が交付する向上活動支援費補助金の10a当たりの交付単価
田	1,100円
畑	500円
草地	100円

（交付申請）

第6条 地域協議会長は、共同活動支援費補助金及び向上活動支援費補助金の交付を受けようとするときは、規則第4条の規定により、交付申請書（第4号共同様式、第4号向上様式）を、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

2 市町村長は、推進費補助金の交付を受けようとするときは、規則第4条の規定により、交付申請書（第5号様式）を、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

（交付の決定）

第7条 規則第7条の規定による交付決定の通知は、交付決定通知書（第6号共同様式、第6号向上様式、第6号推進様式）により行うものとする。

(共同活動支援費補助金及び向上活動支援費補助金の管理・運用)

第8条 地域協議会は、県から交付される共同活動支援費補助金及び向上活動支援費補助金を該当組織に交付するものとする。

2 地域協議会は、本補助金について、他の事業と区分して経理しなければならない。

3 地域協議会は、共同活動支援費補助金について、実施要領第1の12の(1)及び(2)に基づき返還された国の支援交付金に併せて県が交付した補助金を知事に返還するものとする。

4 地域協議会は、向上活動支援費補助金について、年度末に残額が生じたときは、当該残額を知事に返還するものとする。

(事業の中止、廃止)

第9条 地域協議会長及び市町村長は、事業の中止・廃止をしようとするとき又は、推進費補助金が予定の期間内に完了しないときは、速やかに知事に対してその理由を事業等(中止、廃止)承認申請書(第13号様式)により提出し、知事の指示を受けなければならない。

(内容の変更)

第10条 地域協議会長及び市町村長は、第6条に規定する交付申請書の記載事項を変更しようとするときは、変更承認申請書(第7号様式)を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2 前項に規定する軽微な変更とは、第4号様式の2以外の変更とする。

(共同活動支援費補助金及び向上活動支援費補助金の返還)

第11条 地域協議会長は、共同活動支援費補助金について、実施要領第1の16の(2)に基づき返還された国の支援交付金と併せて、県が交付した補助金を知事に返還するものとする。

2 地域協議会長は、向上活動支援費補助金について、実施要綱別紙2第7の3の(1)及び(2)に基づき返還された国の支援交付金と併せて、県が交付した補助金を知事に返還するものとする。

(状況報告)

第12条 地域協議会長及び市町村長は、規則第10条の規定により、当該年度の12

月31日現在における状況報告書（第8号様式）を作成し、翌月の10日までに知事に提出しなければならない。

- 2 前項のほか、知事は、必要に応じて地域協議会長及び市町村長から遂行状況について報告を求めることができる。

（共同活動支援費補助金及び向上活動支援費補助金の実施状況等の報告）

第13条 知事は、必要に応じて、地域協議会長に対し、補助金の実施状況について報告を求めることができる。

- 2 地域協議会長は、実施要領第1の14の（2）に基づき国に行う実施状況の報告に併せて、知事に実施状況報告書（第9号様式）により報告するものとする。

- 3 地域協議会長は、実施要領第2の10（2）に基づき国に行う実施状況の報告に併せて、知事に実施状況報告書（第10号様式）により報告するものとする。

（実績報告）

第14条 地域協議会長及び市町村長は、規則第12条の規定により補助事業等の完了の日から起算して一ヶ月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、知事に実績報告書（第11号様式）を提出しなければならない。

（補助金の支払）

第15条 補助金の支払いは、規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、知事が必要と認めた場合は、概算払いをすることができる。

- 2 補助金の概算払いを受けようとする地域協議会長及び市町村長は、概算払請求書（第12号様式）を知事に提出するものとする。

（関係書類の閲覧）

第16条 知事は、必要に応じて、地域協議会の経理内容を調査し、当該助成の交付申請の基礎となった関係書類等の閲覧を求めることができる。

（経理事務指導）

第17条 知事は、必要に応じて、地域協議会に対し、補助金に係る経理が適切に行われるよう指導するものとする。

(証拠書類の保存)

第18条 地域協議会長及び市町村長は、事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

附 則

この要綱は、平成19年7月10日から施行する。

この要綱は、平成23年5月30日より施行し、平成23年4月1日から適用する。

この要綱は、平成24年5月22日より施行し、平成24年4月6日から適用する。

別表（第2条関係）

事業	交付対象経費	交付対象者	交付額
1 共同活動支援費補助金	地域協議会が対象活動組織に対し共同活動支援交付金を交付するのに要する経費	地域協議会	定額
2 向上活動支援費補助金	地域協議会が対象活動組織（集落）に対し向上活動支援交付金を交付するのに要する経費	地域協議会	定額
3 推進費補助金	市町村が市町村推進事業を実施するのに必要な経費	市町村	定額

第1号様式（第4条第1項関係）

第 年 月 日 号

山梨県知事 殿

住所

協議会名

代表者

印

地域協議会の承認申請に係る協議書

山梨県農地・水・環境保全向上対策補助金交付要綱第4条第1項に基づき、次の関係書類を添えて協議します。

- 1 会員名簿（実施要領様式第4-1号別紙1）
- 2 規約その他の規程（実施要領別記第4-1～第4-6）
- 3 事業計画書（実施要領様式第4-1号別紙2）

第2号様式（第4条第3項関係）

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

住所

協議会名

代表者

印

地域協議会規約その他の規程の変更届出に係る協議書

山梨県農地・水・環境保全向上対策補助金交付要綱第4条第3項に基づき、次の関係書類を添えて協議します。

- 1 規程 新旧対照表（実施要領様式第4-2号別紙）

第3号様式（第4条第4項関係）

第 年 月 号
日

山梨県知事 殿

住所
協議会名
代表者

印

業務方法書等の承認（変更）申請に係る協議書

山梨県農地・水・環境保全向上対策補助金交付要綱第4条第4項に基づき、次の関係書類を添えて協議します。

1 農地・水保全管理支払交付金（共同活動支援交付金）に係る業務方法書

（2 農地・水保全管理支払交付金（共同活動支援交付金）に係る業務方法書新旧対照表）

<注意>

※ 変更申請の場合は、2を追記し、「新旧対照表」を添付するものとする。

第4号共同様式（第6条第1項関係）

第 年 月 日

山梨県知事 殿

住所
協議会名
代表者

印

平成 年度 共同活動支援費補助金交付申請書

平成 年度において次のとおり実施したいので、山梨県農地・水・環境保全向上対策補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、金 円の交付を申請する。

1 事業の目的

2 事業計画及びその内容

ア. 共同活動支援費補助金交付計画（又は実績）

（単位：a、円）

区分	交付単価 (円/10a)	対象農用地面 積 (a)	交付額 (県の補助金) (円)	備考
田 ①				
基本単価				
基本単価に0.75を乗じて得た額				
その他の単価				
畑 ②				
基本単価				
基本単価に0.75を乗じて得た額				
その他の単価				
草地 ③				
基本単価				
基本単価に0.75を乗じて得た額				
その他の単価				
計 ①+②+③				

※実績報告においては、返還額を交付額の欄に [] 書きで記載すること。

3 経費及び負担区分

(単位：円)

区 分	補助金に係る事業に要する経費 (又は補助金に係る事業に要した経費)	負 担 区 分		
		国	県	市町村
共同活動支援費 補助金				

4 事業完了予定(又は事業完了)年月日

5 収支予算(又は精算)

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 又は 本年度精算額	前年度予算額 又は 本年度予算額	比較増減額		備考
			増	減	
共同活動支援費補助金 (1) 国費 (2) 県費 (3) 市町村費					

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 又は 本年度精算額	前年度予算額 又は 本年度予算額	比較増減額		備考
			増	減	
共同活動支援費					

6 支払いの方法

座振替払

振込先銀行名	銀行 店
預金種目・口座番号	1 普通 2 当座 3 その他 () 口座番号
口座名義	

第4号向上様式（第6条第1項関係）

第 年 月 日

山梨県知事 殿

住所
協議会名
代表者

印

平成 年度 向上活動支援費補助金交付申請書

平成 年度において次のとおり実施したいので、山梨県農地・水・環境保全向上対策補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、金 円の交付を申請する。

1 事業の目的

2 事業計画及びその内容

(1) 向上活動支援費補助金

ア. 向上活動支援費補助金交付計画（又は実績）

（単位：a、円）

区 分	対象農用地面積	交付額 (県の補助金)	交付上限額 (県の補助金)
向上活動支援			
田			
畑			
草地			

3 経費及び負担区分

(単位：円)

区 分	補助金に係る事業に要する経費 (又は補助金に係る事業に要した経費)	負 担 区 分			
		国	県	市町村	その他 (集落等)
向上活動 支援費 補助金					

※その他の場合は、下記に負担者・経費を記載のこと。

その他の負担者：

事業に要する(要した)経費：

4 事業完了予定(又は事業完了)年月日

5 収支予算(又は精算)

(2) 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 又は 本年度精算額	前年度予算額 又は 本年度予算額	比較増減額		備考
			増	減	
向上活動支援費補助金 (1) 国費 (2) 県費 (3) 市町村費 (4) その他					

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 又は 本年度精算額	前年度予算額 又は 本年度予算額	比較増減額		備考
			増	減	
向上活動支援費 補助金					

6 支払いの方法

座振替払

振込先銀行名	銀行 店
預金種目・口座番号	1 普通 2 当座 3 その他 () 口座番号
口座名義	

第5号様式（第6条第2項関係）

第 年 月 日

山梨県知事 殿

市長村長名 印

平成 年度 推進費補助金交付申請書

平成 年度において次のとおり実施したいので、山梨県農地・水・環境保全向上対策補助金交付要綱第6条第2項の規定に基づき、金 円の交付を申請する。

1 事業の目的

2 事業計画及びその内容

(1) 協定認定・締結計画（又は実績）

区分	認定・締結時期	認定・締結組織数	備考
共同活動支援交付金	月	組織	
向上活動支援交付金	月	組織	

(2) 確認事務計画（又は実績）

ア 書類の確認計画（又は実績）

区分	確認組織数	備考
共同活動支援交付金	組織	
向上活動支援交付金	組織	

イ 現地確認計画（又は実績）

区分	確認の時期	確認内容	確認組織数	備考
共同活動支援交付金			組織	
向上活動支援交付金			組織	

(3) 推進・指導計画（又は実績）

ア 活動組織等への説明会の開催計画（又は実績）

開催時期	説明内容	開催回数	参加人数	備考
月		回	人	

イ 対象組織の指導計画（又は実績）

指導時期	指導内容	指導対象組織数	備考
月			

(4) その他推進事業実施に必要な事項

実施内容	実施時期	実施回数等	備考

3 経費及び負担区分

(単位：円)

区分	補助金に係る事業に要する経費 又は交付金に係る事業に要した経費	負担区分		
		国	県	市町村
市町村推進事業				

4 事業完了予定（又は事業完了）年月日

5 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

(単位：円)

区分	本年度予算額 又は 本年度精算額	前年度予算額 又は 本年度予算額	比較増減額		備考
			増	減	
市町村推進事業 (国費)					

(2) 支出の部

(単位：円)

区分	本年度予算額 又は 本年度精算額	前年度予算額 又は 本年度予算額	比較増減額		備考
			増	減	
市町村推進事業					

6 支払いの方法

□座振替払

振込先銀行名	銀行 店
預金種目・□座番号	1 普通 2 当座 3 その他 () □座番号
□座名義	

第6号共同様式（第7条共同支援関係）

第 年 月 日
号

地域協議会長 殿

山梨県知事

印

平成 年度 共同活動支援費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 年度共同活動支援費補助金については、山梨県補助金等交付規則第5条の規定に基づき、次のとおり交付することに決定したので、同規則第7条及び山梨県農地・水・環境保全向上対策補助金交付要綱第7条の規定に基づき通知する。

1 補助対象事業 平成 年度 共同活動支援費補助金

2 交付対象経費 円

3 交付金の額 円

4 地域協議会は、概算払により補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額に相当する額を延滞なく対象活動組織に交付しなければならない。

5 補助金交付の条件は、前記4に定めるもののほか、（別紙）のとおりとする。

(別紙)

交 付 条 件

- 1 地域協議会は、次に掲げる規則等の定めるところに従わなければならない。
 - (1) 山梨県農地・水・環境保全向上対策補助金交付要綱
 - (2) 山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号)
 - (3) 農地・水保全管理支払交付金実施要綱(平成24年4月6日付け23農振第2342号農林水産事務次官依命通知)
 - (4) 農地・水保全管理支払交付金実施要領(平成24年4月6日付け23農振第2343号農林水産省農村振興局長通知)
 - (5) 農地・水保全管理支払交付金交付要綱(平成24年4月6日付け23農振第2345号農林水産事務次官依命通知)

- 2 1に掲げる規則等又は交付条件に違反した場合には、補助金の全部又は一部を返還させることがある。

- 3 地域協議会は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出について証拠書類を、事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

- 4 地域協議会は、対象活動組織から2により返還を受けた場合には、返還を受けた金額の全部又は一部に相当する額を県に納付しなければならない。

- 5 地域協議会が、更に対象活動組織へ交付金を交付する場合においても、地域協議会に付された条件と同一の条件を付さなければならない。

第6号向上様式（第7条向上支援関係）

第 年 月 日
号

地域協議会長 殿

山梨県知事

印

平成 年度 向上活動支援費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 年度向上活動支援費補助金については、山梨県補助金等交付規則第5条の規定に基づき、次のとおり交付することに決定したので、同規則第7条及び山梨県農地・水・環境保全向上対策補助金交付要綱第7条の規定に基づき通知する。

1 補助対象事業 平成 年度 向上活動支援費補助金

2 交付対象経費 円

3 交付金の額 円

4 地域協議会は、概算払により補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額に相当する額を延滞なく対象活動組織に交付しなければならない。

5 補助金交付の条件は、前記4に定めるもののほか、（別紙）のとおりとする。

(別紙)

交 付 条 件

- 1 地域協議会は、次に掲げる規則等の定めるところに従わなければならない。
 - (1) 山梨県農地・水・環境保全向上対策補助金交付要綱
 - (2) 山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）
 - (3) 農地・水保全管理支払交付金実施要綱（平成24年4月6日付け23農振第2342号農林水産事務次官依命通知）
 - (4) 農地・水保全管理支払交付金実施要領（平成24年4月6日付け23農振第2343号農林水産省農村振興局長通知）
 - (5) 農地・水保全管理支払交付金交付要綱（平成24年4月6日付け23農振第2345号農林水産事務次官依命通知）

- 2 1に掲げる規則等又は交付条件に違反した場合には、補助金の全部又は一部を返還させることがある。

- 3 地域協議会は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出について証拠書類を、事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

- 4 地域協議会は、対象活動組織から2により返還を受けた場合には、返還を受けた金額の全部又は一部に相当する額を県に納付しなければならない。

- 5 地域協議会が、更に対象活動組織へ交付金を交付する場合においても、地域協議会に付された条件と同一の条件を付さなければならない。

第6号推進様式（第7条推進関係）

第 年 月 日
号

市町村長 殿

山梨県知事 印

平成 年度 推進費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 年度推進費補助金については、山梨県補助金等交付規則第5条の規定に基づき、次のとおり交付することに決定したので、同規則第7条及び山梨県農地・水・環境保全向上対策補助金交付要綱第7条の規定に基づき通知する。

1 補助対象事業 平成 年度 推進費補助金

2 補助対象経費 円

3 補助金の額 円

4 補助金交付の条件は、（別紙）のとおりとする。

(別紙)

交 付 条 件

- 1 市町村は、次に掲げる規則等の定めるところに従わなければならない。
 - (1) 山梨県農地・水・環境保全向上対策補助金交付要綱
 - (2) 山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号)
 - (3) 農地・水保全管理支払交付金実施要綱(平成24年4月6日付け23農振第2342号農林水産事務次官依命通知)
 - (4) 農地・水保全管理支払交付金実施要領(平成24年4月6日付け23農振第2343号農林水産省農村振興局長通知)
 - (5) 農地・水保全管理支払交付金交付要綱(平成24年4月6日付け23農振第2345号農林水産事務次官依命通知)

- 2 1に掲げる規則等又は交付条件に違反した場合には、補助金の全部又は一部を返還させることがある。

- 3 市町村は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出について証拠書類を、事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

第7号様式（第10条関係）

第 年 月 日

山梨県知事 殿

住所
協議会名
代表者
(市町村長 印
印)

平成 年度 共同活動支援費補助金変更承認申請書
(平成 年度 向上活動支援費補助金変更承認申請書)
(平成 年度 推進費補助金変更承認申請書)

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった補助金について、次のとおり計画を変更し [金 円の追加交付（減額承認）を受け] たいので、山梨県農地・水・環境保全向上対策補助金交付要綱第10条の規定に基づき申請する。

注：金額の変更のない場合は [] の部分を除くこと。

記載事項については、第4号様式（市町村の場合は第5号様式）に準ずる。

（注）補助金交付の決定に係る内容及び変更後の内容を、容易に比較対照できるように作成するものとし、変更前を括弧書きで記載すること。

第8号様式（第12条第1項関係）

第 年 月 日 号

山梨県知事 殿

住所
協議会名
代表者
(市町村長 印
印)

平成 年度 共同活動支援費補助金遂行状況報告書
(平成 年度 向上活動支援費補助金遂行状況報告書)
(平成 年度 推進費補助金遂行状況報告書)

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった交付金について、農地・水・環境保全向上対策補助金交付要綱第12条第1項の規定に基づき、次のとおり報告する。

平成 年 月 日現在

区 分	計 画 A	出 来 高 B	進 捗 度 B/A	備 考
共同活動支援費補助金 (向上活動支援費補助金) (推進費補助金)	円	円	%	

第9号共同様式（第13条第2項関係）

第 年 月 日

山梨県知事 殿

住所
協議会名
代表者

印

共同活動支援費補助金に係る実施状況取りまとめ報告書

このことについて、山梨県農地・水・環境保全向上対策補助金交付要綱第13条第2項に基づき、対象活動組織の実施状況を取りまとめた結果を、次の関係書類を添えて報告します。

- 1 対象活動組織実施状況整理表（実施要領様式第1-10号別紙）

第10号向上様式（第13条第3項関係）

第 年 月 号
日

山梨県知事 殿

住所
協議会名
代表者 印

向上活動支援費補助金に係る実施状況取りまとめ報告書

このことについて、山梨県農地・水・環境保全向上対策補助金交付要綱第13条第3項に基づき、対象活動組織の実施状況を取りまとめた結果を、次の関係書類を添えて報告します。

- 1 実施状況確認表（実施要領様式第2-8号別紙）

第11号様式（第14条関係）

第 年 月 日

山梨県知事 殿

住所
協議会名
代表者
(市町村長 印
印)

平成 年度 共同活動支援費補助金実績報告書
(平成 年度 向上活動支援費補助金実績報告書)
(平成 年度 推進費補助金実績報告書)

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知（及び平成 年 月 日付け 第 号で変更通知）のあった補助金について、次のとおり実施したので、山梨県農地・水・環境保全向上対策補助金交付要綱第14条の規定に基づき報告する。

記載事項については、第4号様式（市町村の場合は第5号様式）に準ずる。

（注）交付の決定に係る内容及び実績報告の内容を比較対照できるように作成するものとし、交付決定内容を括弧書きで記載すること。

第12号様式（第15条第2項関係）

第 年 月 日 号

山梨県知事 殿

住所
協議会名
代表者 印
(市町村長 印)

平成 年度 共同活動支援費補助金概算払請求書
(平成 年度 向上活動支援費補助金概算払請求書)
(平成 年度 推進費補助金概算払請求書)

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知（及び平成 年 月 日付け 第 号で変更通知）のあった補助金について、山梨県農地・水・環境保全向上対策補助金交付要綱第15条第2項の規定に基づき、次のとおり概算払いの請求をする。

1 概算払請求額 円

2 交付対象事業 平成 年度 共同活動支援費補助金
(平成 年度 向上活動支援費補助金)
(平成 年度 推進費補助金)

3 内 訳

(単位：円)

交付金交付決定額 ①	既概算受領額 ②	差 引 額 ①－②＝③	今回概算請求額 ④	備 考

4 概算払い請求の理由

5 支払いの方法

口座振替払

振込先銀行名	銀行 店
預金種目・口座番号	1 普通 2 当座 3 その他 () 口座番号
口座名義	

第13号様式（第9条関係）

第 年 月 日 号

山梨県知事 殿

住所
協議会名
代表者 印
(市町村長 印)

平成 年度 共同活動支援費補助金（中止、廃止）承認申請書
(平成 年度 向上活動支援費補助金（中止、廃止）承認申請書) (平成 年
度 推進費補助金（中止、廃止）承認申請書)

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知（及び平成 年
月 日付け 第 号で変更通知）のあった補助金について、山梨県農地・水・環境
保全向上対策補助金交付要綱第9条の規定に基づき、次のとおり中止（廃止）したいので申
請します。

- 1 補助対象事業 平成 年度 共同活動支援費補助金
(平成 年度 向上活動支援費補助金)
(平成 年度 推進費補助金)

2 中止（廃止）の理由

※ 中止（廃止）承認申請書の提出と併せ、要綱第10条の変更承認申請書（第7号様式）
を提出するものとする。